

< 短期入所料金表 >

ご利用料金について

令和6年8月1日より適用

(1) 介護保険負担金【金額は1割負担分。2割負担の方は下記金額×2、3割の方は×3。】

施設利用料(介護保険制度では、要介護認定による介護度の程度によって利用料が異なります。)

以下は1日あたりの自己負担分です。

| | | | | | | | |
|-----|------|------|------|------|--------|--------|--------|
| 多床室 | 要支援1 | 要支援2 | 要介護1 | 要介護2 | 要介護3 | 要介護4 | 要介護5 |
| | 672円 | 834円 | 902円 | 979円 | 1,044円 | 1,102円 | 1,161円 |

| | | | | | | | |
|-----------|------|------|------|------|------|--------|--------|
| 従来型 個室 | 要支援1 | 要支援2 | 要介護1 | 要介護2 | 要介護3 | 要介護4 | 要介護5 |
| | 632円 | 778円 | 819円 | 893円 | 958円 | 1,017円 | 1,074円 |

(2) 加算料金【金額は1割負担分。2割負担の方は下記金額×2、3割の方は×3。】

| 種 類 | 利用料 |
|---------------|-------|
| 夜勤職員配置加算 | 24円／日 |
| サービス提供体制加算(Ⅰ) | 22円／日 |

(3) その他加算料金(必要に応じて)【金額は1割負担分。2割負担の方は下記金額×2、3割の方は×3。】

| | |
|---------------------------------|-------------|
| 送迎加算(片道につき) | 184円／回 |
| 療養食加算 | 8円／回 |
| 口腔連携強化加算 | 50円／回 |
| 個別リハビリテーション実施加算 | 240円／回 |
| 認知症ケア加算 | 76円／日 |
| 認知症専門ケア加算(Ⅰ) | 3円／日 |
| 認知症専門ケア加算(Ⅱ) | 4円／日 |
| 若年性認知症利用者受入加算(※を算定している場合は算定不可) | 120円／日 |
| 緊急短期入所受入加算(14日間を限度とする)(※との併用不可) | 90円／日 |
| 重度療養管理加算(要介護度4又は5のものに限る) | 120円／日 |
| 在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ) | 51円／日 |
| 生産性向上推進体制加算(Ⅰ) | 100円／月 |
| 生産性向上推進体制加算(Ⅱ) | 10円／月 |
| 科学的介護推進体制加算(Ⅰ) | 40円／月 |
| 科学的介護推進体制加算(Ⅱ) | 60円／月 |
| 介護職員処遇改善加算Ⅰ(限度額に含めない) | 所定単位数×0.039 |
| 介護職員特定処遇改善加算Ⅰ(限度額に含めない) | 所定単位数×0.021 |
| 介護職員等ベースアップ等支援加算(限度額に含めない) | 所定単位数×0.008 |

(4) その他の料金(介護給付費以外のサービス費)

| 種 類 | | 料金 | 備 考 |
|--------|-----|----------|---|
| 食費 | 朝 食 | 320円 | ※1、記載は第4段階の方のみ ※2、所得に応じて減額される制度があります 支援相談員にご相談下さい |
| | 昼 食 | 750円 | |
| | 夕 食 | 660円 | |
| 居住費 | 多床室 | 437円/日 | |
| | 個 室 | 1,728円/日 | |
| 教養娯楽費 | | 100円/日 | |
| 日用品費 | | 150円/日 | |
| 理美容代 | | 実費 | |
| 電気器具持込 | | 55円/日 | 1点につき |
| 診断書作成料 | | 3,300円 | |
| 領収書再発行 | | 100円 | 1件につき |
| コピー代 | | 10円 | 1枚につき |

(5) お支払い方法

- ・毎月15日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の末日までにお支払い下さい。
ただし、15日が土日祝日の場合は翌日となります。
- ・お支払い方法は、現金、銀行振り込み、口座引き落としのいずれかをお願いいたします。

(6) その他

- ・所得に応じて利用料が減免される制度があります。詳しくは支援相談員におたずね下さい。

<国が定める利用者負担限度額段階(第1～4段階)に該当する利用者等の負担額>

| | 食費 | 居住費 | |
|-------|----------|----------|--------|
| | | 多床室 | 従来型個室 |
| 第1段階 | 300円 | 0円 | 550円 |
| 第2段階 | 600円 | 430円 | 550円 |
| 第3段階① | 1,000円 | 430円 | 1,370円 |
| 第3段階② | 1,300円 | 430円 | 1,370円 |
| 第4段階 | 施設との契約金額 | 施設との契約金額 | |

(7) 加算の算定条件

<加算料金>

| | |
|---------------|------------------------------|
| 夜勤職員配置加算 | 入所者が20名に1名以上に1名以上の職員を配置すること。 |
| サービス提供体制加算(Ⅰ) | 介護職のうち介護福祉士が80%以上。 |

<その他加算料金>

| | |
|--|---|
| 送迎加算 | 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、自宅と事業所間の送迎を行う。 |
| 療養食加算 | 医師の指示に基づき、特別な療養食を提供する場合。 (糖尿病食、腎臓病食等) |
| 口腔連携強化加算 | 口腔の健康状態の評価を実施し、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合。 |
| 個別リハビリテーション実施加算 | 医師又は医師に指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が個別リハビリを行った場合。 |
| 認知症ケア加算 | 認知症専門棟に入所した場合。 |
| 認知症専門ケア加算(Ⅰ) | 施設の入所者の総数のうち、日常生活自立度のランクⅢ以上の者の占める割合が2分の1以上であること。かつ、認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を適切に配置し、認知症ケアに関する会議を定期的開催していること。 |
| 認知症専門ケア加算(Ⅱ) | 認知症専門ケア加算(Ⅰ)の算定要件を満たし、認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置、認知症ケアの指導等を実施していること。また、認知症ケアに関する研修計画を作成し、実施すること。 |
| 若年性認知症利用者受入加算 (※との併用不可) | 受け入れた若年性認知症利用者ごとに、個別の担当者を定めていること。 |
| 緊急短期入所受入加算 (14日間を限度とする) (※との併用不可) | 利用者の状態や家族等の事情により、介護支援専門員が緊急に短期入所療養介護を受けることが必要と認めた場合。 |
| 重度療養管理加算 (要介護度4又は5の者に限る) | 要介護4又は5であって、厚生労働大臣が定める状態である者に対して、医学的管理を継続的に行い、かつ療養上必要な処置を行った場合。 |
| 在宅復帰・在宅医療 支援機能加算(Ⅱ) | 在宅復帰・在宅医療支援等指標が70以上であること。 地域に貢献する活動を行っていること。 |
| 生産性向上推進体制加算(Ⅰ) | (Ⅱ)の要件を満たし、データにより業務改善の取組による成果が確認されていること。見守り機器等のテクノロジーを複数導入していること。 |
| 生産性向上推進体制加算(Ⅱ) | 見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入し、1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行うこと。 |
| 科学的介護推進体制加算 (Ⅰ)(Ⅱ) | 厚生労働省へ入所者の心身の状況等に係る基本的な情報の提出を月ごとに行っている。 |
| 介護職員処遇改善加算 介護職員特定処遇改善加算 介護職員等ベースアップ等支援加算 (支給限度額に含めない) | 介護職員処遇改善交付金相当分を介護報酬に円滑に移行する為の、例外的かつ経過的な取り扱いとしての創設。 |